

# みえ森林・林業アカデミー産学官連携協議会規約

平成30年 9月21日  
一部改正 令和 元年 9月 9日

## (名称)

第1条 本会の名称は「みえ森林・林業アカデミー産学官連携協議会」(以下、協議会という。)とする。

## (目的)

第2条 本会は、みえ森林・林業アカデミー(以下、アカデミーという)において実施する講座、実習等の人材育成活動に対する協力・支援等を行うとともに、会員間相互の交流を図り、森林・林業の次代を担う人材の育成と林業および関連産業の発展に資することを目的とする。

## (活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1)アカデミーの人材育成活動、運営等に対する協力及び支援
- (2)アカデミーの活動等の情報発信に係る協力
- (3)協議会会員の相互交流およびネットワークづくりの推進
- (4)その他、協議会の目的に沿った活動

## (事務局)

第4条 協議会の事務局は、三重県林業研究所アカデミー運営課内に置く。

## (組織構成)

第5条 協議会は、目的に賛同し、アカデミーの運営等に何らかの支援、協力を行うことが可能な組織(教育機関、企業、団体、事業体、行政機関等)を会員として構成する。

## (入会等)

第6条 前条に規定する組織が協議会の会員になることを希望する場合は、別に定める入会申込書を事務局に提出する。

- 2 会員は、住所・組織名等の内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出る。
- 3 大学等の教育機関等において、アカデミーの行う人材育成の推進、運営等について、連携、協力する旨の協定等を締結している場合は、この協定の締結をもって、協議会に入会したものとみなす。

## (退会・除名)

第7条 協議会からの退会を希望する会員は、別に定める退会届を事務局に提出する。

- 2 会員が協議会の信用を損なう言動や協議会の目的に反する言動をとった場合は、理事会で協議のうえ、これを除名できる。

#### (理事)

第8条 協議会に、理事を5名以上、10名以内の範囲で置く。

2 理事は、会員の役職員等をもってあてることとし、総会で選任する。

3 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会長)

第9条 協議会には、会長を1名置くこととし、理事会において選任した会員の代表者が務める。

2 会長は協議会を代表し、その事務を総理する。

3 会長に事故あるときは、理事が協議し、その職務を代行する者を決定する。

4 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (理事会)

第10条 理事会は理事により構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 理事会は協議会の事務を執行する。

#### (総会)

第11条 総会は、年1回会長が招集し、次の事項について議決するものとする。

(1) 規約の変更

(2) 活動方針・計画に関する事項

(3) 理事の選出

(4) その他必要な事項

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、書面をもって評決権を委任することができる。

3 会長は、必要に応じて臨時の総会を開催することができる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決定する。

#### (会費)

第12条 協議会の会費は、徴収しないものとする。

#### (活動年度)

第13条 本会の活動年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

#### (書類の保管)

第14条 事務局は、次の書類を保管しなければならない。

(1) 規約

(2) 会員名簿

(3) 総会・理事会、その他重要な会議の議事に関する書類

#### 附則

1 この規約は、平成30年9月21日から施行する。

2 この規約の施行後、初めて選任される理事は、第8条の規定にかかわらず、設立時の会員の役職員等がこれにあたり、任期は令和3年に開催される総会の日までとする。

- 3 この規約の施行後、初めて選任される会長は、第9条の規定にかかわらず、任期は令和3年に開催される総会の日までとする。
- 4 この規約の施行後、最初の活動年度は、第13条の規定にかかわらず、規約の施行の日から平成31年3月31日までとする。
- 5 ただし、令和元年度の活動年度は、平成31年4月1日に始まり、令和2年6月30日までとする。